

府中市男女共同参画センター「フチャール」 団体登録について

目 次

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 男女共同参画センター「フチャール」への団体登録について | 2 |
| 2 | 男女共同参画センター「フチャール」のご利用にあたって | 4 |
| 3 | 府中市公共施設予約システムについて | 6 |
| 4 | 府中市男女共同参画センター登録団体連絡会について | 10 |



1 男女共同参画センター「フチャール」への団体登録について

(1) 男女共同参画センター「フチャール」の目的

男女共同参画センター「フチャール」（以下、「男女共同参画センター」といいます。）は女性問題の解決や男女共同参画社会の実現を推進することを目的として設置されている施設です。この目的に沿った活動をする団体及び男女共同参画センターと協働して事業を実施することが考えられる団体を登録し、その活動を支援しています。

(2) 団体登録の要件

男女共同参画センターに登録することができる団体は、府中市男女共同参画センター条例施行規則の規定に基づき、次の各要件に該当する団体です。

- ① 構成員が5人以上で、その3分の2以上が市内在住者、市内在勤者又は市内在学者であること。
- ② 団体としての目的及び活動計画を有すること。
- ③ 代表者が原則として市内在住者、市内在勤者又は市内在学者であること。
- ④ 営利を目的としない団体であること。

(3) 使用の制限

次に該当するときは、男女共同参画センターを使用することはできません。

- ① 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- ② 政治活動又は宗教活動に使用しようとするとき。
- ③ 施設又は付属する器具を損傷するおそれがあるとき。
- ④ その他管理上支障があるとき。

(4) 府中市男女共同参画センター登録団体連絡会

(1)の目的を推進するために、「府中市男女共同参画センター登録団体連絡会」が設置されています。この連絡会の役員は立候補制ですが、ない場合は順番に全ての団体に担当していただきます。詳細は「男女共同参画センター登録団体連絡会について」（本冊子の9ページ）をご覧ください。

(5) 登録の申請

(2)の登録要件に該当する団体が登録をしようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出していただきます。

- ① 府中市男女共同参画センター登録団体（新規・更新）申請書
- ② 活動計画書
- ③ 会員名簿

※ 市外在住で、勤務先・通学先が市内の方は、名簿に両方の住所、所在地をお書きください。

(6) 当該個人情報の利用目的

(5)の登録の申請により提出された書類に含まれる個人情報は、次に掲げる目的に使用します。

① 入会希望者への情報提供

※ 代表者の氏名、連絡先（電話番号）

- ② 男女共同参画センター事業、登録更新、取消し及び停止に係る事務
- ③ その他、多様性社会推進課が認める場合

(7) 登録の有効期間

登録の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。ただし、年度途中における登録についても有効期限は、3月31日までとします。

(8) 登録の更新

登録団体が引き続き登録を希望する場合は、毎年3月31日までに(5)の申請に係る書類を提出し、更新の手続きを行っていただく必要があります。

(9) 登録の変更

登録後に提出書類の変更があった場合は、男女共同参画センターに必要書類を提出してください。

(10) 登録の取消

次のいずれかに該当すると認めた場合は、団体の登録を取消します。

- ① 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- ② 団体が解散し、又は(2)に規定する登録要件に該当しなくなったとき。
- ③ 支援目的で故意に団体を分割する行為をしたとき。
- ④ 届出を怠ったとき。
- ⑤ 男女共同参画センターの利用に際し、係員の指示に従わない行為をしたとき。
- ⑥ 前5号に掲げるもののほか、登録を取消すべき事由が発生したと市長が認めるとき。

(11) 登録団体への支援内容

登録をされた団体には、次に掲げる支援を行います。

- ① 男女共同参画センターの施設使用料の減額
- ② 府中市の男女共同参画推進フォーラムにおける講座や共催講座等の企画支援
- ③ 国又は他の地方公共団体等が主催する行事等の案内
- ④ 女性活動や男女共同参画に関する刊行物の提供
- ⑤ その他女性活動や男女共同参画の推進に関する情報提供

(12) 男女共同参画センター事業への協力をお願い

男女共同参画センターでは女性問題の解決や男女共同参画社会の推進のため、様々な事業を実施しています。市民協働の推進を図るうえで、事業の企画・運営にあたっては、登録団体の皆様にご協力の依頼をしますので、よろしくお願いいたします。

2 男女共同参画センターのご利用にあたって

男女共同参画センターでは、一日を「午前（9時～12時）」「午後（1時～5時）」「夜間（6時～10時）」の3つの区分に分け、それぞれの時間帯を1単位として予約ができるようになっています。終了時間が近づきましたらメロディーでお知らせします。使用時間内に後片付けとご退出をお願いします。

【利用できる単位について】

1つの時間帯で1部屋利用するためには「1単位」、午前と午後のように2つの時間帯を通して1部屋使うと「2単位」、同じ時間帯に3部屋使えば「3単位」というように数えます。

登録団体は月に3単位までの予約をすることができます（ただし、利用日の1ヶ月前を過ぎた予約に関しては、さらに2単位の予約が可能になります）。

なお、学習室1と学習室2、または工芸室1と工芸室2を2部屋同時に使用する場合にま

とめて予約すると2単位ではなく、1単位として数えられます。たとえば、予約画面に「学習室」「学習室1」「学習室2」と表示されるので「学習室」を選択すると1単位となります。
※使用料は2部屋の合計額（月3単位までは登録団体使用料の「それ以外」の合計額から50%減額した金額）になります。

- (1) 利用した部屋のイスや机などは、元の位置に戻してください。和室をご利用の際は机はそのままにしてください。給湯室利用の際は、湯飲みや急須、ふきんなどは清潔に洗って元にお戻しください。
- (2) 素足で活動する場合や、幼児が使用する場合もありますので、縫い針やホッチキスなどの危険物（踏むと怪我をする恐れがあるもの）を使用する場合は、活動前後に危険物が落ちていないか確認し、次の利用者が安全に利用できるように各利用者が責任をもって管理してください。
- (3) 館内（交流広場・情報資料室等）でのご飲食はできません。ご飲食の場合は自動販売機コーナーをご利用ください。
- (4) 館内（交流広場・情報資料室等）での携帯電話のご利用はご遠慮ください。
- (5) ゴミはすべてお持ち帰りください。
- (6) 男女共同参画センターに専用駐車場はありません。ライフ駐車場をご利用される場合は有料となります。
- (7) 自転車でご来館の方は男女共同参画センターの専用駐輪場がありますのでご利用ください。
- (8) 保育室（自主保育）の利用について
 - ① 1歳以上就学前までの幼児を対象とした部屋です。
 - ② 子どもの年齢・人数に応じて、必ず保護者または保育者をつけてください（保育者は保護者にかわる大人の方です。子どもだけの使用はできません）。
 - ③ 定員は、幼児を含めて15名です。定員以上の人数での使用はご遠慮ください。
 - ④ 保育に必要な消耗品は、利用者が用意してください。
 - ⑤ 保育室を利用した自主保育中の事故は、当該利用団体・グループの責任で対応してください。
 - ⑥ 保育室のカーテンは開けておいてください（退室の際も閉めないでください）。
 - ⑦ 使用したおもちゃ・食器などの備品等は、使用前の状態に戻してください。
 - ⑧ 親子以外での目的でも使用が可能です。また、電子ピアノの移動はしないようにお願いいたします。使用後は事務室（内線40）に連絡をして、点検をうけてください。

(10) 次のような場合には、男女共同参画センターの部屋の使用はできません。

全室共通	演奏会・ダンスなど、大きな音や振動を出す活動 男女共同参画センターは、防音施設ではありません。BGM等のためラジカセで音楽を流す程度の活動はできますが、廊下や他の部屋まで音や振動が伝わるなど、他の団体の活動や施設利用者に支障がでないように音量は十分注意してください。
	設備に損傷を与えるなどの危険な活動 男女共同参画センターの設備（床・テーブル・イス・壁など）に損傷を与えるおそれがある活動や、安全でない（怪我などの危険がある）活動は行わないでください。
	各部屋に定められている定員を超えての活動（※1） 各部屋の定員は、消防法により定められています。定員を超えての活動は絶対に行わないでください。
工芸室	子どものみの活動 危険な工具があるため、大人が十分に監督できない場合は、小学生以下の子どもの入室を禁止します。 ※ 木工などの粉塵が生じる活動、油絵の具等でテーブルを汚すおそれがある活動、アロマテラピーなど強い香りが残る活動は、この部屋のみ可とします。
和室	体操など畳を傷めるおそれがある活動 畳に寝た状態でのストレッチなど、畳への影響がない場合は可とします。
学研室	生花などの水を使う活動 床に電源が配置されており、感電の危険があるため水を使う活動や飲料の持ち込みを禁止します。
その他	府中市男女共同参画センター条例、同条例施行規則等に反する活動

※ 電子ピアノやスピーカーについては、指定の部屋でのご利用をお願いします。

（※1） 各部屋の定員は次のとおりです（消防法で定められているため厳守してください）。

第1会議室	32名	第2会議室	48名	和室	24名
学習室1	18名	学習室2	22名	学研室	30名
工芸室1	8名	工芸室2	12名	料理講習室	20名
保育室	15名				

(11) 登録団体用掲示板について

男女共同参画センター内に登録団体連絡会用掲示板を設置しています。急を要しない連絡事項は掲示板のみでお知らせすることがありますので、男女共同参画センターの活動日には必ずご覧ください。また、会員募集などの掲示をご希望する場合は男女共同参画センター受付にお申し出ください。

3 利用料金について

【施設使用料一覧】

(単位：円)

時間	午 前		午 後		夜 間		午前＋午後		午後＋夜間		全 日	
	午前9時～ 正午		午後1時～ 5時		午後6時～ 10時		午前9時～ 午後5時		午後1時～ 午後10時		午前9時～ 午後10時	
区分	月3 コマ まで※	それ 以外	月3 コマ まで※	それ 以外	月3 コマ まで※	それ 以外	月3 コマ まで※	それ 以外	月3 コマ まで※	それ 以外	月3 コマ まで※	それ 以外
第1会議室	350	700	600	1,200	750	1,500	950	1,900	1,350	2,700	1,550	3,100
第2会議室	350	700	650	1,300	850	1,700	1,000	2,000	1,500	3,000	1,650	3,300
和室	370	750	600	1,200	800	1,600	970	1,950	1,400	2,800	1,600	3,200
学習室1	150	300	270	550	350	700	420	850	620	1,250	700	1,400
学習室2	200	400	370	750	470	950	570	1,150	850	1,700	950	1,900
学研室	250	500	450	900	600	1,200	700	1,400	1,050	2,100	1,150	2,300
工芸室1	70	150	150	300	200	400	220	450	350	700	400	800
工芸室2	100	200	170	350	220	450	270	550	400	800	450	900
保育室	220	450	420	850	550	1,100	650	1,300	970	1,950	1,100	2,200
料理講習室	270	550	470	950	600	1,200	750	1,500	1,070	2,150	1,200	2,400

【器具使用料一覧】

(単位：1コマあたり)

器具名	単位	使用料
電子ピアノ	1台	500円
ラジオカセット	1台	200円
ワイヤレスマイク装置	一式	700円
パソコン	1台	200円
プロジェクター	1台	100円

4 府中市公共施設予約システムについて

(1) 府中市公共施設予約システムとは

市では、市内に設置した施設予約入金機・インターネットに接続したパソコン・携帯電話で施設の利用申込みや情報検索を可能にする府中市公共施設予約システム（以下、「システム」といいます。）を設置しています。このシステムに登録すると、発行された「システム利用者登録カード」に記載されている登録番号と暗証番号を用いて次のことができます。

- ① 空き情報の確認
男女共同参画センターを利用したい日時の部屋の予約（空き）状況がわかります。
- ② 抽選申込・随時申込の申請
男女共同参画センターの空き部屋を仮予約できます。
利用料を施設予約入金機、またはコンビニで支払うことで本予約になります。
- ③ 取消申請
予約した部屋のキャンセルを行えます。ただし、システムを用いてキャンセルできるのは、入金前の予約です。それ以降の取り消しは、男女共同参画センター受付で速やかにお手続き願います。
①施設利用券（領収書・利用券控）②代表者の氏名・住所がわかるもの、代表者名の印鑑、③銀行等の口座番号がわかるものをお持ちのうえ、取消申請書類等にご記入ください。取消申請日が還付の基準日となります（還付額は次のとおり）。また、還付金は後日（2～3週間後）、指定口座に振り込まれます。

還付表

区 分	施設使用料	器具使用料
使用者の責任でない理由によって使用することができないとき	100%	100%
公益上又は市の特別の必要により使用の許可を取り消すとき		
使用日の20日前までに使用の取消の申込みをしたとき		
使用日の10日前までに使用の取消の申込みをしたとき	75%	
使用日の3日前までに使用の取消の申込みをしたとき	50%	
使用日の2日前までに使用の取消の申込みをしたとき	—	—

(2) 部屋の申込方法

男女共同参画センターの部屋を利用するためには、抽選申込と随時申込の2種類の申込方法があります。

① 抽選申込

利用日の3ヶ月前の月に、1ヶ月分をまとめて抽選します。

この抽選に申込みをするためには、3ヶ月前の月の1日～7日の間に抽選申込を行います。次に、9日～15日の間に抽選結果が発表されるので、この間に「予約の確定」を行ってください。「予約の確定」とは、当選した予約内容を確定し、予約として成立させる手続きおよび入金です。この申請をしていただかないとキャンセル扱いとなります。ご注意ください。

当選した後に必要がなくなった場合等、予約を確定（成立）させなくても良い場合は、「予約の確定」を行わなければ、15日を過ぎれば自動的に取消されます。

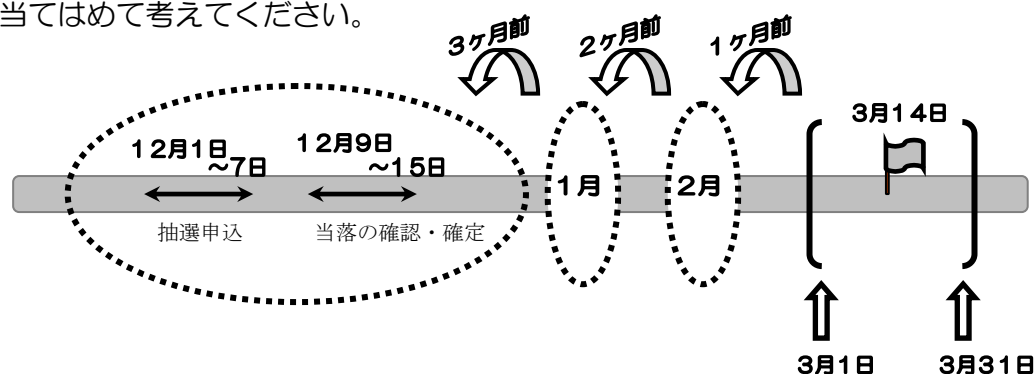
（年末年始の休館日等の都合上、1月の日程は異なります）。

また、抽選申込は5単位分の申請が可能です。5単位分の申込みをしても、当選するのは最大3単位分です。これは、登録団体が男女共同参画センターの部屋を利用できるのが、原則、月に3単位までとなっているためです。

例えば...

下の図のように、3月14日の予約をしたいとします。3月の抽選申込は、3ヶ月前に該当する12月に行いますので、12月1日～7日の間に「抽選申込」を行います。抽選結果は、12月9日に発表されます。当選した場合で、部屋の利用を希望する場合は、9日～15日の間に当落を確認し、「予約の確定」を行ってください。

原則として、これらの手続きを行う日にちは、毎月同じです。下の図に使用したい月の数字を当てはめて考えてください。

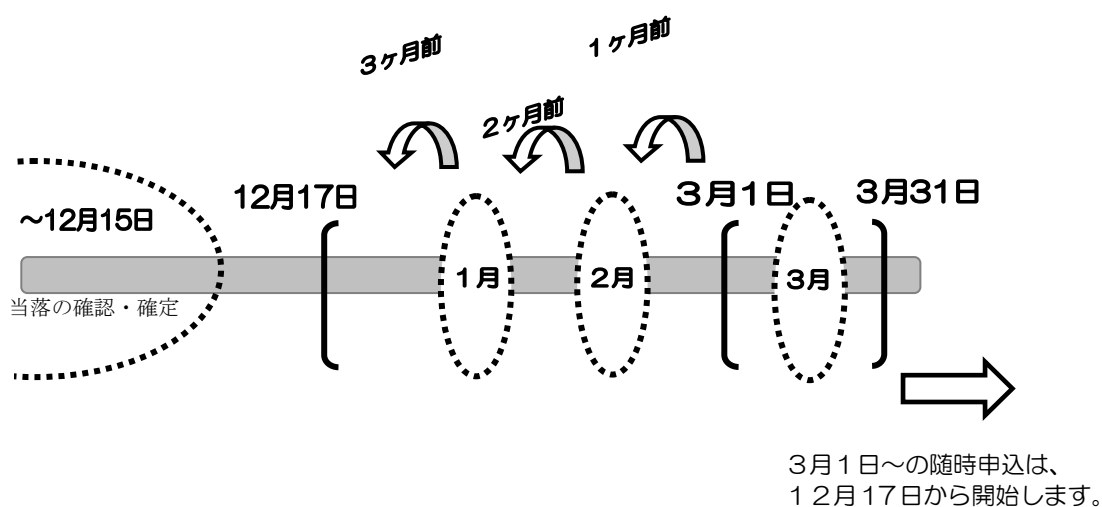


② 随時申込（先着による申込み）

随時申込とは、抽選が終わった後に空いている部屋の予約を行う方法です。随時申込は先着順となります。随時申込ができる期間は、3ヶ月前の17日～利用日の当日までです。入金することで申込が確定します。

例えば...

下の図のように、3月分の随時予約が始まるのは、3ヶ月前に該当する12月17日午前9時からとなります。抽選申込後の「予約の確定」が終わり、「予約の確定」の申請がされなかった（キャンセルされた）日にちに随時予約として申込みことができます。この例では、12月17日午前9時現在では、12月17日～3月31日分の随時予約ができることになります。



注 意

※ 使用できる回数

男女共同参画センターでは1部屋の「午前」「午後」「夜間」を各1単位として、月3単位まで登録団体料金で使用できます。ただし、使用日の1ヶ月前の時点で、使用したい部屋が空いていれば、さらに2単位分の予約ができます。

※ 抽選結果について

抽選は公平に行っております。特定の日・時間にどの団体が当選したか等の問合せについては、一切お答えできませんのでご承知おきください。また、所属する登録団体の結果についても、電話・窓口等で個別にお答えすることはいたしません。

5 男女共同参画センター登録団体連絡会について

- (1) 男女共同参画センター登録団体連絡会とは、登録団体相互の交流・連絡調整と男女共同参画センターが実施する事業への協力を目的として設置されています。

連絡会の役員（10名）は毎年4月の総会で選出されます。すべての団体に連絡会の運営に携わっていただくため、順番に役員を選出していただくこととなっています。ただし、立候補があった場合はそちらを優先します（詳細は「府中市男女共同参画センター登録団体連絡会会則」をご覧ください）。

- (2) 活動内容について

連絡会では、男女共同参画センター登録団体連絡会通信「りぷる」の発行・交流会の運営などの活動を行います。これらは、毎年4月に開催する「男女共同参画センター登録団体連絡会総会」、原則毎月1回開催予定の「男女共同参画センター登録団体連絡会役員会」で内容等を協議しています。

府中市男女共同参画センター登録団体連絡会会則

（名称および構成）

- 第1条 本会は府中市男女共同参画センター登録団体連絡会と称し、府中市男女共同参画センターに登録している団体（以下、「登録団体」という。）で構成する。

（目的）

- 第2条 本会は各登録団体の交流を図るために必要な事業や情報の提供などを行う。
2 本会は男女共同参画センターが実施する事業へ参画し協力する。

（役員）

- 第3条 本会は総会において、役員8名を選出する。選出方法は立候補制とし、立候補者が8名に満たない場合は男女共同参画センターへの登録順とする。
2 役員は互選により会長1名、副会長1名、幹事6名を選出する。
3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に不測の事態があるときは、その職務を代理する。
6 書記は、必要に応じて幹事から選出し、総会・交流会の議事録等を作成する。
7 幹事は、フォーラムや交流会等の行事に出席し、運営調整役を担う。

（総会）

- 第4条 総会は、本会の最高議決機関であり、次の事項を報告・決議する。
(1) 年度事業報告
(2) 次年度事業計画
(3) 役員の改選
(4) 会則の改廃
(5) その他事業推進に必要な事項

- 2 総会は、会長の招集により年1回、4月に開催する。また会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。すべての登録団体は総会の議決権を有し、登録団体の代表者の半数以上の出席がなければ総会を開催することはできない。

（役員会）

- 第5条 役員会は、本会の執行機関であり、事業計画の実行および本会の運営に関する事項を協議決定する。役員の半数以上の出席がなければ役員会を開催することができない。
2 役員会は原則として月1回開催し、会長が召集し、会議の議長となる。また会長が認めたときは随時開催することができる。

（議決）

- 第6条 会議の議決は、出席者の過半数で決する。

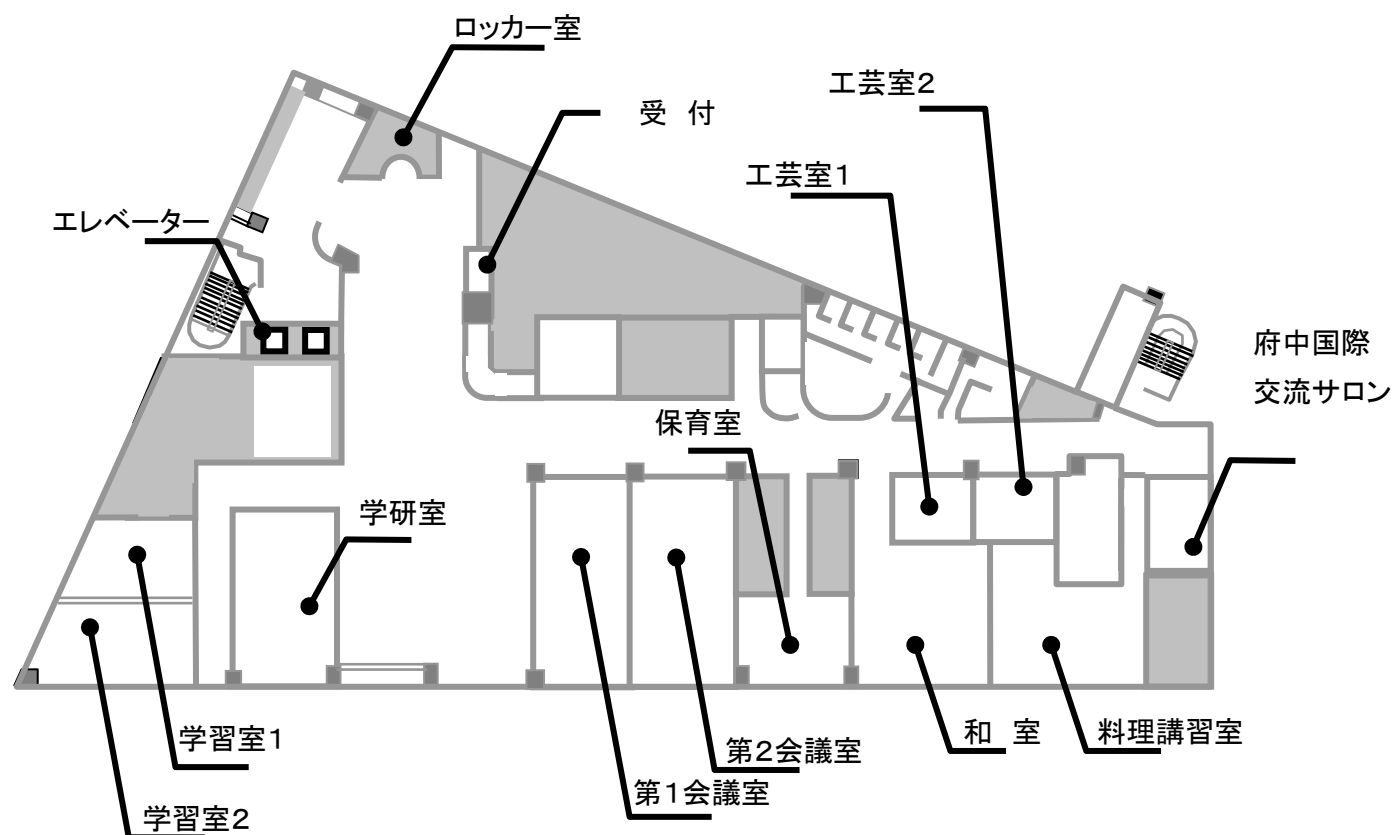
（会則の改正）

- 第7条 会則の改正は、総会の決議を経なければならない。

（事務局）

- 第8条 連絡会の事務局は府中市男女共同参画センター内に置く。

男女共同参画センター館内図



府中市男女共同参画センター「フューチャー」
府中市住吉町1-84 ステータ府中中河原4階
電話：351-4600
FAX：351-4603

(令和7年6月)